

地域建設産業災害対応力強化支援事業 Q&A

令和6年4月1日時点

(事業の内容に関すること)

Q1. 事業費(補助対象経費)に占める事業者負担(自己資金)、その他に上限はあるのか。上限が無い場合、事業者負担等の比率を上げて事業規模を大きくすることは可能か。

A1.

当補助金以外の事業者負担分、その他充当する費用についての上限はありませんので、事業者負担分等の充当比率を上げることにより、事業規模を大きくすることは可能です。

補助金額の算定については、Ⅰ型(ハード)で事業費の1/2以内、Ⅱ型(ソフト)で事業費の10/10以内、かつそれぞれに補助金額の上限額(Ⅰ型:100万円、Ⅱ型:30万円)と下限額(Ⅰ型・Ⅱ型:15万円)を定めており、補助対象経費に補助率を乗じた金額と補助金額の上限額のいずれか小さい方が補助金額となります。

Q2. Ⅰ型(ハード)とⅡ型(ソフト)は併用することはできるか

A2.

可能です。ただし、1事業者当たりの補助金総上限額をⅠ型とⅡ型の補助額を合わせて100万円とします。

Q3. 同一の対象機器や資機材を複数購入することは可能か

A3.

可能です。

Q4. 異なる対象機器や資機材を複数購入することは可能か

A4.

可能です。

Q5. リースは補助対象となるか

A5.

I型については、購入のみが対象となり、リース品は対象外となります。

II型については、研修会や講習会、震災伝承イベント等の受講・開催に要する経費が対象となりますので、会場などの使用料(リース)は対象となり得ます。

Q6. 交付決定前に発注、購入、契約等を行ったものは補助対象となるか

A6.

交付決定後の発注、購入、契約のものが対象となりますので、補助対象外となります。

Q7. 交付決定前の見積もり徴収は有効なのか

A7.

見積もりについては、交付決定前に徴収したもので構いません。見積書が交付決定後(購入時)も有効である場合には、購入の際に改めて見積書を取り直すことはありません。

Q8. 訓練等を他の当該補助事業者と合同して実施することは可能か

A8.

当補助金は、補助事業者が自らの事業目的のために実施する事業が対象となりますので、原則として1つの事業を他の事業者と合同で実施することはできません。

Q9. 整備済の ICT 機器を、本事業により買い替える(更新する)ことは可能か

A9.

原則として、古い機器等を新しいものに単に更新することは、補助対象外となりますが、古い機器等を新しいものに更新することで、従来と比較して、迅速かつ安全な災害対応が可能となる、又は災害復旧工事等における生産性向上が図られると認められ、BCP 上にその効果的な活用が位置付けられる場合等においては、補助対象となり得ます。詳しい内容は個別に相談願います。

(手続きに関するもの)

Q10. メールで提出する際の注意点は

A10.

電子メールに添付するデータ容量の上限は10MB です。それ以上となる場合は郵送で提出願います。メールと郵送の併用には対応できませんので留意願います。

Q11. BCP を策定しなかった場合はどうなるのか

A11.

交付申請が可能なケースは、「策定済」、もしくは「未策定だが本事業期間内に新規に策定」となります。

後者の場合は交付申請時に BCP 策定誓約書を提出していただくこととなりますが、策定しなかった場合、要綱に基づき交付決定の取り消しとなる可能性がありますので留意願います。

Q12. 県からの補助金の支払い時期は

A12.

県から補助事業者への補助金の支払いは、事業完了後の精算払いとなります。補助事業者から、納入業者等への代金の支払いは、一旦全額をお支払いいただくこととなりますので、ご注意ください。

Q13. 事業完了後の実績報告が遅れた場合は

A13.

実績報告が遅れた場合は補助金を支払えなくなる可能性がありますので、補助事業完了後30日以内、又は令和7年2月28日(金)のいずれか早い日までの報告をお願いします。